

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	金堂 (五個荘金堂町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、農家12戸で、平均年齢は70歳、米麦大豆、飼料用米を生産している。現在のところ田の耕作放棄地は皆無。各農家で自己所有地、小作農地を個人営農する一方、12戸で集落営農法人を組織し、地主から田を預かり、トラクター、コンバイン、田植え機、共同乾燥施設、大型倉庫を有し、これらを共同運用して集落営農をしている。なお圃場整備田81%、未整備田19%である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は古くから愛知川の伏流水による湧水があちこちに湧き出していたが、大規模圃場整備と用排分離による河川改修がすすみ、湧水はなくなったが、湿地帯には変わりなく、他作物への転換が容易でない。そのため米麦大豆飼料用米の転作体系を維持し、費用の低減と多収量を目指して、より効率的な営農を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 将来的には地域全体を中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ段階的に集約化する見込。なお所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 地域内農地の80%がほ場整備済みであり、当面基盤整備事業の予定はない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 作業の効率化が期待できる防除作業は、JA等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--